

公益財団法人都市計画協会の業務執行理事選考経過及び選考理由

当協会は、都市計画の基本政策を研究し、都市計画に関する知識の普及並びに都市計画及び都市計画事業の発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする公益財団法人である。

当協会の業務執行理事については、その役割として、高度な見識と知見に基づき、協会の重要な経営事項の意志決定に参画するとともに、協会業務を適正に遂行しつつ、国、地方公共団体及び民間企業等との交渉・連携、調整を行うことが求められる。

本件理事の選考に当たっては、当協会が設置した複数の外部の有識者で構成される役員評価検討会（平成25年4月24日開催）において、本件理事候補者の杉山雅英氏について書類審査及び面接を行い、同候補者が業務執行理事として適任であるとの評価を得たので、その評価結果を評議員会及び理事会に報告し、5月28日開催の評議員会において理事に選任し、5月31日開催の理事会において理事の互選により業務執行理事に選任したところである。

選考理由は、同氏が国及び地方公共団体において広範な都市計画・まちづくりの行政実務に携わり、また組織運営の経験が豊富なこと並びに民間企業等においてまちづくり、都市開発等に関する経験が豊富なこと、さらに的確な判断力、業務運営力、組織統率力などを有し、なにより都市計画制度及び都市計画事業に関する学識が深く、関係団体との交渉・連携、調整能力に優れていることなどによるものであり、役員評価検討会の審査及び面接においてもこれらのことが確認され、当協会の業務執行理事として適任であると評価されたことによるものである。